

埼玉県建築基準法施行細則第六条の五第一項第一号の規定により、知事が定める基準

埼玉県告示第522号

埼玉県建築基準法施行細則（昭和36年埼玉県規則第15号）第6条の5第1項第1号の規定に基づき、安全上及び防火上支障がないもの等として知事が定める基準を次のように定め、平成13年4月1日から施行する。

平成13年3月30日

埼玉県知事 土屋義彦

- 1 埼玉県建築基準法施行条例（昭和35年埼玉県条例第37号。以下「条例」という。）
第3条第1項ただし書の規定について、安全上及び防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条及び第53条の規定について、「敷地面積」を「敷地面積から路地状部分の面積を減じた面積」と読み替えて適用した場合にこれらの規定に適用しない規模であること。
 - ロ 主要用途は、一戸建ての住宅であること。
 - ハ 外壁は防火構造で、軒裏の仕上げは不燃材料であること。

- 2 条例第7条ただし書の規定について、安全上及び防火上支障がないものとして定める基準は、次のイからニまでのいずれかに該当することとする。
 - イ 1階部分の主要構造部（2階床（仕上げを除く。）を含む。）は、木材、プラスチックその他の可燃材料以外の構造であること。
 - ロ 主要構造部（階段を除く。）は、木材、プラスチックその他の可燃材料以外の構造であること。
 - ハ 避難階は2階以上の階にある構造であること。
 - ニ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。次号において「令」という。）第136条の2に規定する技術的基準に適合すること。

- 3 条例第17条第2項ただし書の規定について、避難上支障がないものとして定める基準は、令及び条例の規定により、2以上の階段を設ける必要がない建築物であること。

- 4 条例第30条ただし書第1号の道路について、通行の安全上支障がないものとして定める基準は、次のイからハまでのいずれかに該当することとする。
 - イ 車庫の用に供する部分の床面積の合計が50㎡の建築物の敷地の自動車の出入りに使用する道路は、法第43条第1項に規定する道路であること。
 - ロ 車庫等の用に供する部分の床面積の合計が50㎡を超え100㎡以下の建築物の敷地の自動車の出入りに使用する道路は、法第43条第1項に規定する道路で幅員が4m以上のもの（自動車修理工場の敷地の自動車の出入りに使用する道路については、敷地の一部を道路状としたもので、道路

の幅員と合わせて6 mの幅員が確保でき、出入口が、道路状とした部分から1 m以上後退した場合に限る。)であること。

八 車庫等の用に供する部分の床面積の合計が1 0 0 m²を超え2 5 0 m²以下の建築物の敷地の自動車の出入りに使用する道路は、法第4 3 条第1 項に規定する道路で幅員が5 . 4 m以上のもの(自動車修理工場の敷地の自動車の出入りに使用する道路については、敷地の一部を道路状としたもので、道路の幅員と合わせて6 m以上の幅員が確保でき、出入口が、道路状とした部分から1 m以上後退した場合に限る。)であること。

埼玉県告示第1 2 3 3号

埼玉県建築基準法施行細則(昭和3 6 年埼玉県規則第1 5号)第6 条の5 第1 項第1 号の規定に基づき、安全上及び防火上支障がないもの等として知事が定める基準を次のように定める。

平成1 4 年6 月2 8 日

埼玉県知事 土屋義彦

埼玉県建築基準法施行条例(昭和3 5 年埼玉県条例第3 7号)第3 3 条第4 項の規定に基づき、同条第2 項の規定を適用しないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。

一 独立した2 階建以下の自走式自動車車庫で、次のいずれにも該当するもの。

イ 建築基準法(昭和2 5 年法律第2 0 1号。以下「法」という。)第2 条第9 号の3 及び建築基準法施行令(昭和2 5 年政令第3 3 8号。以下「令」という。)第1 0 9 条の3 第2 号に適合する準耐火建築物とすること。

ロ 隣地境界線又は同一敷地内のほかの建築物と外周部との間に5 0 cm以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ1 5 0 cm以上の防火塀を設けること。

ただし、1 m以上の距離を確保した場合は、この限りでない。

ハ 各階における外周部の上部5 0 cm以上の部分が常時外気に直接開放され、かつ、壁面の上部の常時外気に開放されている部分の面積が各階の床面積の5 %以上であること。

ニ 短辺の長さが5 5 m以内であること。

ホ 開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

二 独立した3 階建以上の自走式自動車車庫で、令第1 0 8 条の3 第1 項第2 号の規定に基づき、法第6 8 条の2 6 第1 項の構造方法等の認定を受けたもの